

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
1	認定	申請	新規・区分変更申請など、1日付で申請を行いたい場合、前の月に申請書を送付しても良いか。	1日付で申請を行いたい場合は、申請年月日を「令和〇年〇月1日」とし、申請書の右上に朱書きで「事前」と記入いただき、前月末開庁日から5開庁日前までの開庁日(前月末開庁日含む)に、京都市介護認定給付事務センター(以下「事務センター」という。)に到着した申請書等は事前に預かります。 ※郵便法改正により、事前申請分の事務センター到着が毎月2日以降になっているケースが多く見られますので、これまでより2~3日早く投函いただいで、仮に5開庁日以前にセンターに事前申請分が到達したとしても、事前に預ります。	R2.2.25※
2	認定	申請	申請書の事前預かりについて、前月末の指定された期間に届かなかった場合、受理されるか。	前月末の指定された期間を過ぎて到着した申請書については、事前預かりではなく、通常の郵送申請として取り扱います。 なお、郵便法改正により、事前申請分の事務センター到着が毎月2日以降になっているケースが多く見られますので、これまでより2~3日早く投函いただいで、仮に5開庁日以前にセンターに事前申請分が到達したとしても、事前に預ります。	R2.2.25※
3	認定	申請	区分変更申請の際、事前申請に間に合わず、1日に申請したい場合はどうすれば良いのか。	申請書に記載の申請日から4開庁日以内に到着した場合は、当該申請日に記載された日を申請日として受理しますので、事務センターに郵送(1日付けの申請書を1日にポストに投函)するか、1日に直接事務センターに持参いただくか、個別に御判断ください。	R2.2.25※
4	認定	申請	緊急事案として、訪問調査を急いでもらえる事案は何か。	心身の状態が著しく悪く、数日中に容態の急変等で認定調査が実施できなくなる可能性がある場合は、申請書の右上に朱書きで「緊急」と記載のうえ、認定調査連絡票の連絡事項欄に、心身の現状、入退院(予定)日や介護サービス利用(予定)の有無など、緊急であること理由を詳しく記入してください。	R6.1.29※
5	認定	申請	事業対象者の申請は、どこで相談したらいいのか。	区役所・支所の窓口のほか、地域包括支援センターに御相談ください。	R2.2.25※
6	認定	申請	認定に係る代行申請について、郵送が不安なので、事務センターに持参しても良いのか。	持参していただいても構いません。	R2.2.25

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
7	認定	申請	認定に係る代行申請について、区役所・支所の窓口で、事業所からの申請書は一切受け付けないのか。	区役所・支所の窓口でもお預かりすることはできますが、郵送申請への御協力をお願いします。区役所・支所の窓口で受付を行っても、書類を事務センターへ転送するため、郵送の場合と比べて、事務処理が早くなるわけではありません(緊急事案を除く)。	R2.2.25
8	認定	申請	認定更新時の勧奨について、給付実績がなくても勧奨通知は送付されるのか。	勧奨通知は送付されません。給付実績があり、有効期間満了の30日前までに更新申請がない方を対象として、更新申請勧奨通知を郵送します。	R2.2.25※
9	認定	申請	申請の際、マイナンバーを記入していない場合でも、受け付けてもらえるか。	マイナンバーの記載がなくても、申請を受け付けます。	R2.2.25※
10	認定	申請	区役所・支所の窓口で申請書を提出した際、資格者証を預かって帰ることは可能か。	証の発行は事務センターで実施しますので、区役所・支所の窓口で証の発行はできません。後日、事務センターから被保険者本人宛てに送付します。	R2.2.25※
11	認定	申請	認知症の方に資格者証を郵送すると、御本人が混乱することが想定されるがどうすれば良いか。	認知症等で、郵送物の受取に不安がある場合は、他の郵送物も含めて、本人宛て郵送物の送付先変更申請を、区役所・支所で行ってください。	R2.3.10
12	認定	申請	申請書の同意欄に記名がなくても(全てに同意していなくても)、申請として受理されるのか。	全ての内容に同意されていないものとして、申請書を受理します。	R6.4.1
13	認定	申請	申請書の同意欄のうち、一部の内容に同意したくない場合は、どのようにすれば良いか。	同意したくない内容を一重線で消したうえで、記名をお願いします。一重線で消した内容は、同意していないものとして取り扱います。	R6.4.1

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
14	認定	申請	本人が記名できずケアマネジャーが代筆する場合は、本人氏名欄に代筆したうえで、代筆者に担当事業所、ケアマネジャー氏名を、続柄欄に担当ケアマネジャーを記載すれば良いか。	ケアマネジャーが代筆しても構わないケースは、被保険者本人が意思表示できる場合であり、被保険者本人が意思表示できない場合は、代筆ができません。記載方法は、お見込みのとおりです。	R6.4.1
15	認定	申請	郵送申請時に、被保険者証を紛失している場合、介護保険被保険者証等亡失届兼再交付申請書の同封がないと受理してもらえないのか。	介護保険被保険者証等亡失届兼再交付申請書は提出が必要な書類ですが、添付されていない場合も、事務処理は進めます。	R2.3.6※
16	認定	申請	郵送申請時に、被保険者証を紛失している場合、介護保険被保険者証等亡失届兼再交付申請書が必要とあるが、その際に委任状は必要か。	郵送申請の場合、委任状は必要ありません。	R2.3.6
17	認定	申請	郵送申請時に、被保険者証を紛失している場合、被保険者番号を書けないことがあるが、どうすれば良いか。	このケースの場合、被保険者番号は空白で提出してください。ただし、事務センターで、氏名・住所・生年月日等を確認しますので、被保険者番号以外の情報を正確に記入してください。	R2.3.13
18	認定	申請	区役所・支所の窓口で申請書を提出した際、負担割合証を預かって帰ることは可能か。	証の発行は事務センターで実施しますので、区役所・支所の窓口で証の発行はできません。後日、事務センターから被保険者本人宛てに送付します。	R2.3.2※
19	認定	申請	本人申請であるが、郵送申請しても構わないか。	郵送申請しても構いません。	R2.2.25
20	認定	申請	小規模多機能型居宅介護施設、グループホームのケアマネジャーが、本人の認定申請書を区役所・支所に届ける場合、それは郵送申請になるのか。	郵送申請しても構いません。本人の代行として、区役所・支所に届けていただいても構いません。	R2.3.10※

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
21	認定	申請	<p>2号申請の際、申請書に医療保険証の内容を記載すれば、保険証のコピーは添付しなくても良いのか。</p> <p>また、令和6年12月2日のマイナ保険証移行後、保険証の添付はどのようにすれば良いのか。</p>	<p>申請書の記入例(申請時に必要な書類)のとおり、2号申請の際は、医療保険証のコピーの添付が必要です。</p> <p>なお、医療保険証のマイナ保険証への移行後は、次のいずれかのコピーの添付をお願いします。</p> <p>○有効な医療保険証 … 現在お持ちの証は令和7年12月1日まで使用可能です。 ※ただし、それまでに有効期限が切れる場合は、その有効期限まで。</p> <p>○資格確認書 … マイナ保険証の非保有者に医療保険者から交付されるもの</p> <p>○資格情報のお知らせ … マイナ保険証の保有者に医療保険者から交付されるもの</p>	R6.6.28※
22	認定	申請	<p>第1号被保険者(65歳以上)の要介護認定申請においても、医療保険被保険者番号を記入する必要があるのか。</p>	<p>国の制度改正により、令和4年4月から、第1号被保険者についても申請書に医療保険被保険者番号等の記入が必要となりましたが、当面の間、医療保険被保険者番号等が記入されていなくても受付します。(医療保険被保険者証のコピーの添付は不要です。)</p> <p>なお、第2号被保険者については、医療保険被保険者番号等の記入及び医療保険被保険者証のコピーの添付が必要です。</p>	R4.4.1
23	認定	申請	<p>夫婦など家族で同時に申請を行い、同じ日に認定調査を希望する場合は、どのようにすれば良いのか。</p>	<p>それぞれの申請書の右上に、朱書きで「家族同時調査希望」と記入したうえで、必ず同じ封筒に入れて郵送してください。</p>	R2.6.11
24	認定	申請	<p>8月末と1月末が有効期間の満了の日である方の更新申請については、7月2日及び12月2日以降を申請日として記載することで良いのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。申請は、有効期間の満了の日の60日前と規定されていますので、7月2日、12月2日以降を申請日として記載してください。</p> <p>なお、7月1日や12月1日を申請日として記載されていた場合は、申請日を7月2日、12月2日に修正させていただいたうえで、事務処理を進めさせていただきます。</p>	R2.7.2

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
25	認定	認定調査	認定調査について、更新申請の際には、概ね担当する居宅介護支援事業所に依頼されるのか。	お見込みのとおりです。ただし、調査の適正化の観点から、本市の判断で、担当ケアマネジャーに調査を依頼しないこともありますので、御了承ください。	R2.2.25※
26	認定	認定調査	認定調査の適正化の観点で、担当ケアマネジャーに調査を依頼しない場合、その連絡をもらえるのか。	担当ケアマネジャーに調査を依頼しない場合は、担当ケアマネジャーの所属する居宅介護支援事業所、地域包括支援センター又は介護保険施設に対して、事前に連絡します。	R2.3.13
27	認定	認定調査	更新、区分変更申請の場合、申請日と同日に訪問調査は可能か。	認定調査については、本市の調査依頼に基づき、実施してください。	R2.2.25
28	認定	認定調査	訪問調査票の不明点や記入ミスなどについて、事務センターから問合せはあるのか。	事務センターから問合せを行い、必要があれば、補正します。	R2.2.25※
29	認定	認定調査	訪問調査の提出期限は、「訪問調査依頼書兼請求書」に記載の期限か。	お見込みのとおりです。	R2.2.25※
30	認定	認定調査	訪問調査において、京都市職員が行うことはないのか。	訪問調査は、全調査を市町村事務受託法人等へ委託することになりますが、調整の結果、同受託法人等が調査を実施できなかった事案については、本市職員が調査します。	R2.2.25
31	認定	認定調査	訪問調査の委託が難しい場合の例示が欲しい。	訪問調査は、全調査を市町村事務受託法人等へ委託しますが、調整の結果、調査対象者が民間事業所の調査員による調査を拒絶する等の事情により、同受託法人等が調査を実施できなかった事案については、本市職員が調査します。	R2.3.23

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
32	認定	認定調査	京都市が訪問調査を委託している市町村事務受託法人を教えてください。	新規申請及び要支援からの区分変更申請について、以下の6法人へ訪問調査を委託しています。京都府の指定市町村事務受託法人として指定を受けています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人京都市老人福祉施設協議会 ・ 公益社団法人京都府介護支援専門員会 ・ 一般社団法人京都私立病院協会 ・ 社会福祉法人京都福祉サービス協会 ・ 株式会社アール・ツーエス(きょうと介護認定調査センター) ・ パーソルテンプスタッフ株式会社(パーソル京都訪問調査室) 	R3.12.1
33	認定	認定調査	認定調査の調査票の用紙は、区役所・支所でもらえるのか。	認定調査の調査票の用紙は、調査依頼の際に同封しますが、書き間違いなどで新しい用紙が必要な場合は、区役所・支所でお渡しすることができます。	R2.6.11※
34	認定	認定調査	更新申請の際、小規模多機能型居宅介護施設、グループホームの調査は、誰に依頼するのか。	原則、事務センターが、居宅介護支援事業所等に依頼します。	R2.3.10
35	認定	認定調査	被保険者が、独居・認知症・身寄りなし・電話なし等の場合、地域包括支援センターが、同席も含めて調整することがあるが、どうすれば良いか。	このケースの場合、認定調査連絡票の「調査の際同席の有無」欄の「有」にチェックしていただき、「続柄・関係」欄に「地域包括支援センター」と記入したうえで、対応者の氏名を記入してください。	R2.3.23※
36	認定	認定審査会	審査会の日程を電話で教えてもらえるのか。	どうしても必要な場合は、事務センターへの電話で、審査会開催日をお教えします。円滑なセンター運営のため、極力電話をお控えいただけると、非常に助かります。	R2.2.25
37	認定	認定審査会	事務センターから審査会の日程を連絡して欲しい。	事務センターから連絡はしません。どうしても必要な場合は、事務センターへの電話で、審査会開催日をお教えします。円滑なセンター運営のため、極力電話をお控えいただけると、非常に助かります。	R2.3.6

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
38	認定	認定結果	電話で審査会における認定結果を教えてくださいのか。	言い間違い、聞き間違いもありますので、事務センター等に電話いただいても、認定結果はお教えできません。通知書や連絡票の結果を御確認ください。区役所・支所にお問い合わせいただいても、対応は同じです。	R2.2.25
39	認定	認定結果	認定結果に係る連絡票を取りに行けば、受け渡してもらえるものか。	どうしても必要な場合は、審査会当日の17時30分までに御連絡いただければ、審査会翌開庁日に、事務センターでお渡することは可能です。 お渡する時間は、御連絡いただいた際にお伝えしますので、必ず事前に事務センターへ連絡してください。その際、被保険者の被保険者番号、氏名、生年月日、事業所名、担当者等を確認します。担当する居宅介護支援事業所等でない場合は、お答えできません。 受取りの際は、担当する居宅介護支援事業所の職員であることを証する写真付きの社員証等を御提示いただきます。 なお、「再審査等で審査判定が行えなかった場合」や「災害等で審査会が休会となった場合」など、審査会翌開庁日に連絡票をお渡しできない場合もありますので、御了承ください。	R2.2.25※
40	認定	認定結果	認定結果に係る連絡票の受取の際、社員証が写真付きでない場合はどうしたら良いか。	社員証(写真なし)に加えて、写真付きの証明書(運転免許証、介護支援専門員証等)を御提示いただくことで受け渡します。	R2.3.10
41	認定	認定結果	認定結果連絡票(主治医意見書、認定調査票含む)は、ケアマネジャーに送ってもらえるのか。	申請書で本人の同意があれば、送付します。	R2.2.25※
42	認定	情報提供	事業者からの資料提供依頼は、どうすれば良いか。	諸事情により、旧事業者から訪問調査票や主治医意見書の引継ぎが行われず、サービス計画の作成に当たり、訪問調査票や主治医意見書が必要な時は、「要介護認定等の資料提供に係る申出書」を事務センターに郵送してください。	R2.2.25※

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
43	認定	その他	主治医意見書の提出が遅い場合、どのように対応するのか。	事務センターから、主治医に対し随時提出勧奨を行います。	R2.2.25※
44	認定	その他	主治医の往診日に合わせて申請日を調整しているが、郵送でのやり取りとなり、実際にどれぐらいで医療機関に提出依頼の封書が届くのか。	事務センターに申請書が到着する日にもよりますが、2～5日後には医療機関に依頼が届く予定です。	R2.2.25※
45	認定	その他	被保険者の方が、入退所した場合の連絡先は。	事務センターへ連絡してください。 「入退所情報連絡票」や「高額介護サービス費受領委任払 制度利用者 施設退所連絡票」は、事務センターへファックスしてください。	R2.2.25※
46	認定	その他	「要介護認定・要支援認定申請書」と「認定調査連絡票」を片面ずつ印刷して、2枚で提出しても構わないか。	片面ずつでも構いません。	R2.3.13
47	認定	その他	認定調査連絡票に書ききれない場合は、別紙に記載して添付しても良いか。	お見込みのとおりです。また、別紙として追加する用紙は、A4の大きさであれば様式は問いません。	R2.3.23
48	認定	その他	サービス計画作成依頼(変更)届出の際、被保険者証を、同封して郵送するのか。	お見込みのとおりです。	R2.3.6※
49	給付	住宅改修費 福祉用具購入費	住宅改修費や福祉用具購入費の申請の際、区役所・支所ごとの申請ではなく、まとめて事務センターに郵送申請すれば良いのか。	お見込みのとおりです。	R2.2.25※

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
50	給付	住宅改修費 福祉用具購入 費	住宅改修費・福祉用具購入費の、支給限度額を知りたい場合は、どうすれば良いか。	被保険者本人、同居の家族又はサービス計画を作成した事業所のケアマネジャーから、事務センターまで連絡してください。	R2.2.25
51	給付	住宅改修費 福祉用具購入 費	介護扶助の方の福祉用具購入費及び住宅改修費の相談や申請方法を教えてほしい。	申請前の書類内容の相談があれば事務センターで対応しますが、書類は区役所・支所の生活福祉課の担当ケースワーカーに提出してください。	R2.2.25※
52	給付	住宅改修費 福祉用具購入 費	介護扶助の方の住宅改修費や福祉用具購入費の申請において、区役所・支所の生活福祉課に持参する前に、区役所・支所の介護保険担当課で内容確認をする必要があるか。	区役所・支所の介護保険担当課で、あらかじめ内容の確認を行う必要はありません。不備等ありましたら、事務センターから連絡します。 なお、申請前の書類内容の相談があれば、事務センターまで御連絡ください。	R2.3.2※
53	給付	住宅改修費 福祉用具購入 費	住宅改修の工事当日に変更が生じた際の連絡先はどこになるのか。	事務センターに連絡してください。	R2.2.25
54	給付	住宅改修費 福祉用具購入 費	福祉用具購入費と住宅改修費において、事後申請の領収書はコピー提出でも良いのか。	領収書の原本を提出(郵送)してください。原本は、決定通知書と一緒に、郵送でお返します。	R2.2.25※
55	給付	住宅改修費 福祉用具購入 費	住宅改修の事前申請において、事務センターの窓口を利用することで、郵送申請と比べて、承認までの期間をどの程度短縮できるのか。	記入例をもとに不備のない申請書類を準備いただいている場合は、事務センターへの窓口申請と郵送申請で、承認までの期間が大きく変わることはありません。 申請書類の準備に不安がある場合は、事務センター窓口で、委託事業者が、本市の定めた基準に従って相談に応じますので、一定の期間短縮が見込めます。	R2.2.25※
56	給付	住宅改修費 福祉用具購入 費	住宅改修の細かなやり取りは、区役所・支所で実施できないか。	事務センターに窓口を設置しますので、必要に応じて、窓口を御利用ください。	R2.2.25※

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
57	給付	住宅改修費 福祉用具購入 費	住宅改修費や福祉用具購入費の申請において、事務センターの窓口で、緊急案件として取り扱う事案はどのような場合か。	突然の退院や心身状態の急変等、早急に住宅改修が必要な場合です。申請するのを忘れていた場合や、事前に工事日を設定してしまい、慌てて申請して急いで欲しいといった場合等は緊急案件には該当しません。	R2.2.25※
58	給付	負担限度額認定証	負担限度額認定証などが緊急で必要な場合、区役所・支所の窓口で申請とともに審査を受けて、その場で証を発行してもらうことが可能か。	審査や証の発行は事務センターで実施しますので、その場で証の発行はできません。後日、事務センターから送付します。	R2.2.25※
59	給付	負担限度額認定証	負担限度額認定証及び社会福祉法人利用者負担軽減確認証は、後日事務センターから郵送されるとのことだが、申請は区役所・支所で行うのか。	お見込みのとおりです。	R2.3.6
60	給付	セルフケアプラン	要支援と想定していて要介護が出た際のセルフケアプランの取扱いは。(その逆も)	セルフケアプランについては、被保険者に対して事業者が支援された経過や事業者間での連携の状況等をお聞きし、「やむを得ない事情」に該当すると判断される場合、対象となります。まずは個別の状況をお聞きする必要がありますので、区役所・支所へご連絡ください。	R2.2.25※
61	給付	その他	事務センターに電話をしたら、給付制限の対象者か否かを教えてもらえるのか。	事務センターでお教えできません。被保険者の被保険者証に記載の内容を確認してください。	R2.3.6
62	給付	その他	新規申請で暫定ケアプラン計画を作成する場合、給付制限の方の相談はどこへしたら良いですか。	被保険者本人の個人情報(滞納状況)をお教えすることはできません。本人に滞納状況等を確認しつつ、進めてください。ただし、本人から同意書の提出があり、本市が保険給付の適正な管理に必要と判断した場合は、被保険者証に記載の区役所・支所において、サービス計画の届出のある事業所に対してお答えするケースがあります。	R2.3.13
63	給付	その他	事務センターに電話をしたら、負担割合を教えてもらえるのか。	事務センターでお教えできません。被保険者の負担割合証に記載の内容を確認してください。	R2.3.10

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
64	給付	その他	サービス計画作成依頼(変更)届出を月末に郵送し、月初に事務センターへ届いて処理された場合、月遅れの請求となるのか。	このケースにおいて、郵送した月に請求を行うと、返戻となる可能性が高いので、月遅れによる請求をお願いします。	R2.3.10
65	共通	申請	申請書の中で、被保険者番号が分からないなど、空白部分があっても受理してもらえるのか。	郵送申請で、必要な項目に記入漏れがあった場合は、基本的に電話で確認し、事務センターで補記するなどの対応を行います。	R2.2.25
66	共通	申請	申請書等の記入例はあるか。	京都市情報館(本市ホームページ)の介護保険のページで、申請書(様式)と記入例を掲載します。参考にしながら、御記入いただき、送付をお願いします。	R2.2.25
67	共通	申請	天候や災害等により郵送が遅れた場合の受理はどうなるのか。	災害等を原因とする場合の対応は、その都度個別に検討します。	R2.2.25
68	共通	申請	郵送する時の申請日は、いつを記入したらいいのか。	書類をポストに投函する日を申請日として記入してください。申請書等に記入された申請日が、事務センター到達日を含めて3開庁日より前の場合は、電話連絡等で確認し、必要があれば補正します。	R2.2.25
69	共通	申請	住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費など、給付に関しても、申請日として記入するのは、ポストに投函する日か。	お見込みのとおりです。	R2.3.2
70	共通	申請	認定・給付に係る申請を行う際、必要な郵送料の負担は。	事務センターへの送付用封筒を利用して送付していただく際の郵送料は、本市が負担します。 また、大量の申請書等を郵送する場合、本市のホームページに、事務センター送付用封筒貼付用宛先用紙がありますので、角2サイズの封筒を準備していただく必要はありますが、郵送料は本市が負担します。 封筒は、認定・給付に係る事務処理においてのみ、利用してください。他の目的での利用はできません。	R2.2.25※

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
71	共通	申請	大きい封筒を準備して、封筒貼付用宛先用紙を貼っているが、A4用紙1枚につき宛先用紙を1枚しか作れず手間が多い。封筒に直接印刷するなど、手間を省く術はないか。	封筒貼付用宛先用紙の利用には、バーコードの大きさや宛名の周りの余白の広さなど、多くの制約があり、封筒に直接印刷したもので運用することは難しいです。ただし、A4用紙1枚に4枚の宛先用紙を印刷したものを、本市のホームページに掲載します。	R2.3.13※
72	共通	申請	封筒が足りなくなった場合は、どこでもらえるのか。	「郵送申請用封筒依頼書」に封筒の必要枚数を記入のうえ、事務センター宛てにファックスしていただくことで、事務センターから封筒を送付します。	R2.2.25
73	共通	申請	訪問調査票送付用の封筒に、万が一、書き損じた場合、再度送ってもらえるのか。	封筒には、事務センターの住所等の宛先が記入済みですので、宛先を書き損じることはありません。差出人を書き損じた場合は、二重線で消して送付するなど、御対応をお願いします。	R2.3.23
74	共通	申請	市外の事業者だが、封筒を依頼する際の目安の枚数はあるか。	封筒を依頼される際は、向こう6箇月間で利用する枚数を依頼してください。(例:1箇月で平均3件程度の場合、3×6=18枚を依頼)	R2.3.2
75	共通	申請	封筒に有効期限はあるのか。	封筒の料金受取人払には約2年間の有効期限があり、その期限を過ぎると利用できなくなります。 封筒の左上に、有効期限が書かれていますので、もし有効期限が切れた封筒をお持ちの場合は使用せず、「郵送申請用封筒依頼書」に封筒の必要枚数を記入のうえ、事務センター宛てにファックスしていただくことで、事務センターから封筒を送付します。	R2.2.25※
76	共通	申請	京都市外の事業所であるが、京都市の被保険者の認定・給付に係る申請について、かなりの数を担当している。事務センターへの送付用封筒は、もらえるのか。	「郵送申請用封筒依頼書」に封筒の必要枚数を記入のうえ、事務センター宛てにファックスしていただくことで、事務センターから封筒を送付します。	R2.2.25

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
77	共通	申請	京都市外の事業所であり、普段は京都市の被保険者を担当することがないが、認定に係る更新申請を行う必要が出てきた。封筒はどうしたら良いか。	本市のホームページから、事務センター送付用専用宛名先用紙を印刷し、貴事業所で御準備の封筒に貼って送付してください。料金受取人払のため、郵送料は本市が負担します。	R2.2.25
78	共通	申請	郵送申請時に、受領の連絡が欲しい場合は、どうすれば良いか。	事務センターに到着し、開封後に記録を残すため、記録後は事務センターに電話連絡することで確認可能です。 しかし、円滑な事務センター運営のため、必要な場合を除き、極力お控えいただきますようお願いいたします。必要な場合でも、送付後3～4日経ってから確認してください。	R2.2.25※
79	共通	申請	封筒や封筒貼付用の宛先に「(中京郵便局留)」が追記されているが、取扱いが変わるのか。	令和5年4月から、宛先に「(中京郵便局留)」を追記しましたが、取扱いは変更ありません。 なお、「(中京郵便局留)」の記載されていない封筒や封筒貼付用宛先用紙で送ることも可能です。(有効期限内のものに限ります。)	R5.4.1

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
80	共通	申請	電子申請はできるのか？	<p>令和5年3月27日から、要介護・要支援認定の申請等の11手続について、介護ワンストップサービス(ぴったりサービス)による電子申請を開始しました。</p> <p>①要介護・要支援認定の申請 ②要介護・要支援更新認定の申請 ③要介護・要支援状態区分変更認定の申請 ④居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 ⑤介護保険負担割合証の再交付申請 ⑥介護保険被保険者証の再交付申請 ⑦高額介護(予防)サービス費の支給申請 ⑧介護保険負担限度額認定申請 ⑨居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 ⑩居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 ⑪住所移転後の要介護・要支援認定申請</p> <p>電子申請は、マイナポータル(https://myna.go.jp/(外部サイト))から行うことができます。 また、介護ワンストップサービスにより電子申請できる者は「被保険者本人」及び「代理人(代行申請を行う居宅介護支援事業所の介護支援専門員等を含む。)」です。代理人が申請する場合、当該代理人が当該代理人名義のマイナンバーカードを保有していれば電子申請可能です。以下のホームページも参照してください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000308510.html</p>	R5.4.1
81	共通	申請	区役所・支所等の窓口申請時に、受領印はもらえるのか。	申請書のコピーを持参いただければ、そのコピーに受付印を押印することは可能です。	R2.2.25
82	共通	その他	郵送したか不安になった場合、到着を確認できるか。	<p>事務センターに到着し、開封後に記録を残すため、記録後は事務センターに電話連絡することで確認可能です。 しかし、円滑な事務センター運営のため、必要な場合を除き、極力お控えいただきますようお願いいたします。必要な場合でも、送付後3～4日経ってから確認してください。</p>	R2.2.25※

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
83	共通	その他	事務センターからの連絡で、携帯電話を利用することはあるのか。	令和2年10月12日から、より円滑な運用を目指して、固定電話からの架電に加え、携帯電話による架電を開始します。事務センターから架電する電話番号は以下のとおりです。 080-6222-4196 ※ (認定申請書の内容確認等) 080-6222-4197 ※ (同上) 080-6222-4198 ※ (同上) 080-6222-4199 ※ (証発行に係る内容確認等) 080-6222-4200 (同上) 080-6222-4201 (同上) 080-6222-4204 ※ (同上) 080-6222-4202 ※ (住宅改修申請に係る内容確認等) 080-6222-4203 ※ (同上) 080-6222-4205 ※ (調査票・意見書の内容確認等) 080-6222-4206 ※ (同上) 080-6222-4207 ※ (同上) ※ この番号にお電話いただいた場合、事務センターに転送。	R2.10.8※
84	共通	その他	事務センターからの連絡で、携帯電話を利用することはあるのか。	令和2年12月1日から、より円滑な運用を目指して、携帯電話を追加で導入します。追加した電話番号は以下のとおりです。 080-9309-9845 (住宅改修申請に係る内容確認等) 080-9309-9846 ※ (認定申請書の内容確認等) 080-9309-9847 ※ (同上) 080-9309-9848 ※ (調査票・意見書の内容確認等) 080-9309-9849 ※ (同上) 080-9309-9850 ※ (同上) ※ この番号にお電話いただいた場合、事務センターに転送。	R2.11.30※
85	共通	その他	書類到着の確認について電話した際、担当者名を聞くことで到着を保証できるのか。	到着していることの確認は可能です。必要に応じて、電話対応した担当者名を記録してください。	R2.3.10
86	共通	その他	郵便物の未着や紛失の事象があった場合、どのように対処するのか。	郵便を利用した事務処理は、本市全体として取扱ってきたものです。 より安心したい場合は、簡易書留等と料金受取人払の差額を郵便局の窓口で御負担いただき郵送いただくか、事務センターまで直接お届けください。	R2.2.25※

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
87	共通	その他	被保険者証、資格者証、受給資格証明書、負担割合証、負担限度額認定証などを紛失した場合、どこで申請するのか。	区役所・支所の窓口で、再交付の申請を行ってください。	R2.3.2
88	共通	その他	郵送物の送付先を変更したい場合、どこで申請するのか。	区役所・支所で、送付先変更の届出申請を行ってください。	R2.3.2
89	共通	その他	虐待等の事案があり、個人情報の管理を徹底したい場合、どこで相談するのか。	区役所・支所の窓口で相談してください。	R2.3.2
90	共通	その他	認定・給付に関わる相談はどこに連絡したらいいのか。	事務センターに連絡してください。	R2.2.25※
91	共通	その他	介護サービスに係る運営基準や介護報酬について、介護報酬の解釈を読んだうえで確認が必要な場合は、どこに連絡したらいいのか。	介護報酬の算定要件に関しては、事務センター(708-7711)へ、介護事業者の届出、施設・設備基準、人員基準及び介護職員処遇改善加算に関しては、介護ケア推進課(213-5871)へ連絡してください。 ※ただし、まずは御自身で、介護報酬の解釈等によりお調べいただくようお願いします。 なお、令和3年4月の介護報酬改定及び加算届について、以下のホームページでQ&Aをお示ししていますので、参考にしてください。 ⇒ https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000281686.html	R2.9.15※
92	共通	その他	事務センターに、駐車場はあるのか。	事務センターに、本市が準備する駐車場はありません。御自身で駐車場に停めた場合、本市は駐車料金を負担できません。	R2.2.25
93	共通	その他	事務センターまで公共交通機関を利用した場合、その費用は支払ってもらえるのか。	お支払いはできかねます。	R2.2.25
94	共通	その他	市の業務を民間業者に委託することは、法令に違反していないのですか。	本市では、安定的な介護保険制度の運営を図るため、職員が行うべき決定処分行為以外の法的に委託可能な補助的業務等について委託することとしており、問題ありません。	R2.2.25

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和6年7月30日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を 一部時点更新
95	共通	その他	区役所・支所の窓口対応は、委託事業者ではなく京都市職員が対応するのか。	区役所・支所の窓口は、本市職員が対応します。	R2.2.25
96	共通	その他	委託する目的は、業務の効率化ですか。	後期高齢者の更なる急増に伴う要介護認定者数の増加に対しても、安定的な介護保険制度の運営を図るため、集約・委託化を行いました。	R2.2.25※
97	共通	その他	郵便法改正によるサービスの見直しに伴い、令和3年10月から土曜日の配達休止され、お届け日数の繰り下げ(差出日の翌々日以降に配達)の影響はあるのか。	事務センターから発送する郵便物について、郵便局からの案内どおり、土曜日配達の休止、お届け日数の繰り下げにより、事業所等に配達される日が差出日の翌々日以降(土曜日・日曜日・休日を除く)となります。ご理解のほどお願いいたします。	R3.10.1※

以下は、京都市介護認定給付事務センターで利用している携帯電話番号(18台分)を、半角・全角・ハイフンなしなど、様々な形式で記載したものです。

- ① 08062224196 080-6222-4196 08062224196
- ② 08062224197 080-6222-4197 08062224197
- ③ 08062224198 080-6222-4198 08062224198
- ④ 08062224199 080-6222-4199 08062224199
- ⑤ 08062224200 080-6222-4200 08062224200
- ⑥ 08062224201 080-6222-4201 08062224201
- ⑦ 08062224202 080-6222-4202 08062224202
- ⑧ 08062224203 080-6222-4203 08062224203
- ⑨ 08062224204 080-6222-4204 08062224204
- ⑩ 08062224205 080-6222-4205 08062224205
- ⑪ 08062224206 080-6222-4206 08062224206
- ⑫ 08062224207 080-6222-4207 08062224207
- ⑬ 08093099845 080-9309-9845 08093099845
- ⑭ 08093099846 080-9309-9846 08093099846
- ⑮ 08093099847 080-9309-9847 08093099847
- ⑯ 08093099848 080-9309-9848 08093099848
- ⑰ 08093099849 080-9309-9849 08093099849
- ⑱ 08093099850 080-9309-9850 08093099850